

健康増進法施行細則の改正について（健康づくり支援課）

1 改正の概要

健康増進法第20条の規定に基づく、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で規定）の届出に係る様式を以下のとおり改めた。

- （1）第一号様式（特定給食施設開始届）に給食施設の種類に「介護医療院」及び「自衛隊」を追加。
- （2）第二号様式（特定給食施設変更届）に「給食施設の名称」及び「給食施設の所在地」の記載欄を追加。

2 改正の理由

- （1）介護保険法（平成9年法第123号）の一部改正（平成30年4月1日施行）により、「介護医療院」が新たに創設され、国が行う統計「衛生行政報告例」において、令和2年度から給食施設の新たな区分として追加されることとなったため。また、「自衛隊」の区分が現在まで設けられていなかったため。
- （2）設置者住所、氏名のみでは、給食施設の名称及び所在地に変更がある場合を除き、施設の特定が困難なため。

3 施行日

令和2年4月1日